

監査報告第3号
令和6年（2024年）7月26日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 愛 須 一 史
同 高 橋 克 朋
同 福 田 浩 太 郎

令和6年度第1回定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 財務監査等（事務）

局名	対象部	指摘事項の区分							意見 (要望) 事項	遵守
		収入	支出	財産	行政 運営	学校 運営	その他	合計		
まちづくり 政策局	政策企画部		2					2	1	
	都市計画部		1					1		1
保健福祉局	保険医療部		1	1				2	3	
経済観光局	観光・MICE 推進部		2	3	1		1	7	1	
	農政部									
	中央卸売市場		3	1	1		1	6	1	
都市局	市街地整備部									
交通局	事業管理部	1	2				1	4	1	2
	高速電車部	2	1					3	3	1
東区	土木部			2				2		
白石区	土木部		2	1				3		
厚別区	土木部	1		1				2		
手稲区	土木部	1		1				2		
農業委員会事務局							1	1		
10局（区）	14部	5	14	10	2		4	35	10	4

※ 「遵守」は基本的遵守事項を表す。

2 財務監査等（工事）

局名	対象部	指摘事項の区分					意見 (要望) 事項
		設計	監理	事務	その他	合計	
建設局	みどりの推進部	1	1			2	
交通局	高速電車部	1	5	1		7	
北区	土木部		1			1	1
東区	土木部	1	1			2	
4局（区）	4部	3	8	1		12	1

財 務 監 査 等
(事務)

財務監査等（事務）報告書

令和6年度第1回定期監査（事務）の実施結果について、以下のとおり報告する。
なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

監査の種類 財務監査、行政監査

監査の対象

まちづくり政策局	政策企画部、都市計画部
保健福祉局	保険医療部
経済観光局	観光・MICE推進部、農政部、中央卸売市場
都市局	市街地整備部
交通局	事業管理部、高速電車部
東区	土木部
白石区	土木部
厚別区	土木部
手稲区	土木部
農業委員会事務局	

監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、22ページからの別表のとおりである。

監査の実施内容

監査の範囲	令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和6年4月5日から同年7月3日まで

監査の結果

対象となった事務について、次のとおり指摘すべき事項等がみられた。

第 1 指摘事項

1 収入事務

(1) 行政財産の目的外使用等に関する事務を適正に行うべきもの

【交通局事業管理部、交通局高速電車部】

行政財産の目的外使用等に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

【交通局事業管理部】

ア 行政財産の目的外使用等に係る使用料の算定において、使用料の算定根拠となる使用許可面積やその面積割合、使用期間の算出を誤り、使用料を過大又は過少に徴収しているもの

【以下、交通局高速電車部】

イ 使用料又は加算料の計算過程において、計算式や用いる値を誤り、また決裁過程においても確認が不十分であったため、それらを過大又は過少に徴収しているもの

ウ 使用期間から除外された期間にも行政財産を使用していたことが後日判明したが、使用許可手続を行わずに当該未使用期間を含めた使用料を請求し、納付させているもの

こうした事務処理については、職員の関係規程等の理解不足や決裁過程における確認不足に起因することが考えられる。

今後は、同様の誤りを防ぐため、関係規程等を今一度しっかりと確認して再発防止に向けた対応策を検討したうえで、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。

(2) 道路占用料に関する事務を適正に行うべきもの

【厚別区土木部、手稲区土木部】

道路占用料に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

【厚別区土木部】

ア 道路占用料に関する事務において、東日本高速道路（株）（以下「NEXCO」という。）が工事による通行規制を案内する横断幕を市道等に掲出する際、占用許可申請書を提出しているが、これに係る減免申請書を徴することなく占用料を免除しているものがみられた。

免除に当たり、道路占用料の減免基準 2 (8)の交通安全に著しく寄与する

物件の占用に該当するものとして申請書を不要としているが、建設局管理部長通知では、交通安全占用物件の申請ができる者として「警察本部、警察署又は地方公共団体若しくは公益法人並びにこれらの機関、団体との連名又はその推せんした者」と定めており、NEXCOがこれに該当すると判断するのは困難である。

以上から、上記横断幕に係る占用料の減免には、札幌市道路占用料条例第5条第6号に該当するものとして、同条例施行規則の規定に基づき減免申請書の提出を求めるべきであり、今後は、減免の取扱いに当たり、事務の根拠となる関係規程等を改めて確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。

なお、札幌市では、NEXCOの占用許可申請に係る取扱いが明確ではないが、国が100%株式を所有するNEXCOは高速道路を実質的に管理しており、その事業は公益性が高いことから、道路法に定める道路管理者と別の取扱いをするのは不合理とも考えられる。

よって、今後の事務の執行においては、本庁の制度所管部など関係部局と協議しながら取扱いを決定するなど、札幌市として統一的な事務処理の確保に努められたい。

【手稲区土木部】

イ 道路占用許可に係る占用料減免の手続において、道路占用許可申請を行う者は、札幌市道路占用料条例第5条第6号に定める「その他市長が特別の事由があると認めた占用」に該当することを理由に減免を受けようとする場合は、道路占用料減免申請書を提出することとされているが、この減免申請書の提出を受けないまま減免手続を行っているものがみられた。

今後は、関係規程について今一度しっかりと確認されるなど、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 路面電車運転手養成費用の徴収に関する事務を適正に行うべきもの

【交通局高速電車部】

路面電車運転手の養成に係る経費の算定に当たり、建物使用に係る加算料分について、使用期間が1月に満たない分は日割計算して得た額とすべきところ、半日単位で計算しているものがみられた。

今後は、関係規程等について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

2 支出事務

(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの

【まちづくり政策局政策企画部、保健福祉局保険医療部、
経済観光局観光・M I C E 推進部、経済観光局中央卸売市場、
交通局事業管理部、交通局高速電車部、白石区土木部】

契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

【経済観光局中央卸売市場】

ア 業務発注に関する事務を適正に行うべきもの

チラシ・ポスターデザインの作成において、作成したデータの提出方法・ファイル形式等が定められていないなど仕様書における業務の記載内容に不足があるものがみられた。

受託者は仕様書に基づき業務を履行し、委託者は当該業務が適切に履行されたかを仕様書に基づき確認するため、仕様書には、業務内容等が詳細に記載されている必要がある。

今後、仕様書作成に当たっては、業務内容等を適切に記載するよう努められたい。

【交通局高速電車部】

イ 仕様書の作成を適正に行うべきもの

製造の請負において、完了検査の合格後、仕様書の一部に誤りがあることが判明したので、それを補完するために追加費用を要した事例がみられた。

今後は、再発防止に向けた対応策を検討したうえで、適正な事務の執行に努められたい。

【まちづくり政策局政策企画部】

ウ 役務調達に係る積算を適正に行うべきもの

小額の特定随意契約による役務調達に係る積算において、参考見積書に内訳がなく、口頭による確認で積算根拠としていたものがみられた。

積算の参考として事業者から徴する見積書は、当該調達に係る市況価格の調査に加え、複数事業者から徴し比較検討することで、その価格の妥当性を客観的に証する目的があり、特に小額の特定随意契約では、特定者との随意契約とする金額的根拠ともなることから、今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。

【保健福祉局保険医療部】

エ 個人情報取扱事務の委託を適正に行うべきもの

(7) 個人情報取扱事務を委託する場合には、個人情報取扱事務委託等の基準に規定の措置を講じなければならないが、これを行っていないものがみられた。

- (イ) 個人情報取扱事務の委託に当たり、業務の期間が複数月にわたる場合は、個人情報取扱状況報告書を安全管理対策に係る実施状況の変更の有無にかかわらず毎月徴して確認すべきところ、これを行っていないものがみられた。

今後は、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで、適正な契約事務の執行に努められたい。

【経済観光局観光・MICE推進部】

オ 契約改定の事務を適正に行うべきもの

役務契約において仕様変更が生じた場合、契約期間内に改定契約を締結すべきところ、契約期間終了後にこれを行っていたものがみられた。

こうした事務処理は、業務の実績確定後に契約を改定するものと誤認していたことに起因すると考えられる。

今後は、事業者と十分協議のうえ適切な時期に仕様変更を行うなど、適正な事務の執行に努められたい。

【以下、交通局事業管理部】

カ 契約改定に関する書類への収入印紙の貼付について確認すべきもの

契約額の変更に伴う契約改定に当たり、請負に関する契約であるにもかかわらず、収入印紙の貼られていない承諾書を受領しているものがみられた。

印紙税法では、原契約書により証されるべき事項のうち、重要な事項を変更するために作成した文書は課税文書となるとされていることから、今後は、関係書類等を十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。

キ 履行確認の事務手続を適正に行うべきもの

札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領では、業務着手届、業務工程表等の提出を受けた場合は、当該文書の内容を審査し、内容が適当であると認めるときは、妥当と認める旨の表示をし、職及び氏名を記入押印のうえ、課長等まで報告するものとされているが、これらが行われていないものがみられた。

こうした事務処理については、職員の関係規程等の理解不足に起因すると考えられるが、今後は、同様の誤りを防ぐため、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。

【以下、交通局高速電車部】

ク 受託者に提出を求めている書類を確認すべきもの

仕様書等で提出を定めている書類が提出されていないものがみられた。

この事務処理については、内部統制制度の特定リスクとして既に認識の

うえ、その対応策等を定めていたにもかかわらず、これが適切に実施されていなかったものである。

今後は同様の誤りを防ぐため、リスク対応策等を改めて部内職員へ周知徹底するとともに、受託者に提出を求めている書類は、委託業務の適正な履行の確保のため必要なものであることを認識され、契約関係書類等について十分に確認のうえ、チェック体制の強化を図りながら、適正な事務の執行に努められたい。

ケ 再委託に関する事務を適正に行うべきもの

機器校正の委託においては、その内容から業務の一部を再委託せざるを得ない場合もあるが、受託者からの提出物により、受託者以外が業務の一部を行っていることが明らかであるにもかかわらず、委託者の承諾がないまま再委託が行われているものがみられた。

札幌市交通局物品・業務契約事務様式基準に定める業務委託約款では、再委託を原則として禁止しており、業務の一部であって、その性質上特にやむを得ないと認められる場合には、委託者の承諾を得たうえで、再委託を行うことができることとしている。

今後は、履行監督の重要性を認識して、適正な事務の執行に努められたい。

コ 履行確認を適正に行うべきもの

受託者から提出された報告書の誤った数量に基づき、委託料を過大に支出しているものがみられた。

これは、履行検査の際に、確認不足により挙証書類と報告数量の不一致に気付かなかったことによるものである。

今後は、提出書類の確認を十分に行うとともに再発防止に向けた対応策を検討したうえで、適正な事務の執行に努められたい。

【まちづくり政策局政策企画部、白石区土木部】

サ 借受物品等の検査を適正に行うべきもの

【まちづくり政策局政策企画部】

(ア) 借受物品については、借受期間の開始及び満了後にそれぞれ履行検査をすべきところ、満了後の履行検査を実施しておらず、また、実施した受入検査についても、札幌市物品検査規程で定める物品検査員又は物品分任検査員以外の者が検査員となっていたものがみられた。

【白石区土木部】

(イ) 役務の履行検査において、本市職員から指名した立会人が不在の際には、別の者を新たに指名し検査を行うべきところ、課長が指名した者とは別の職員が、新たに立会人として指名されることなく、用務を代行している事例がみられた。

履行検査は、契約の適正な履行を確保するため重要なものであることから、今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な契約事務に努められたい。

(2) 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの

【経済観光局中央卸売市場、白石区土木部】

産業廃棄物処理に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

【白石区土木部】

ア 産業廃棄物の収集運搬・処分をする場合は、法令等により委託契約書を取り交わすことが義務付けられているが、請負工事では受託者が産廃処理するためこの取扱いと混同し、自らを排出者としてこれを行っていないもの

【以下、経済観光局中央卸売市場】

イ 産業廃棄物の処分に関する契約には、法令で定められた産業廃棄物処理の委託基準により、委託契約書に必要とされる事項の記載及び添付する書類があるところ、同契約書にこれらが無いもの

ウ 業務の一部を再委託する場合は、やむを得ない場合に法令等で定める再委託基準に従って事前に委託者の書面による承認を得ることと定めているが、この承認がないまま再委託が行われていたもの

産業廃棄物を排出する事業者は、法令により、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないものであり、上記のような事務処理は過去の定期監査においても、複数の部局でみられたことから、繰り返し指摘等を行ってきたところである。

また、上記イ及びウの事務処理については、内部統制制度の特定リスクとして既に認識のうえ、その対応策等を定めていたにもかかわらず、これが適切に実施されていなかったものでもある。

法令の遵守がより強く求められる行政機関において、これらの事務処理の改善が進まないことは大変遺憾である。今後は、同様の誤りを防ぐため、リスク対応策等を改めて部内職員へ周知徹底するとともに、排出者としての責任を適正に果たせるよう早急な是正に努められたい。

[下線部は、経済観光局中央卸売市場のみ]

(3) 補助金の交付等に関する事務を適正に行うべきもの

【まちづくり政策局都市計画部、経済観光局観光・M I C E 推進部】

補助金の交付等に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

【以下、まちづくり政策局都市計画部】

ア 交付金額の算定を適正に行うべきもの

札幌市景観まちづくり助成金の交付に関する事務において、交付要綱では助成金の額の算定方法を「算出された額に千円未満の端数があるときは、これを切捨てるものとする。」と定めているが、額の確定において切り捨てがなされず、円単位で額の確定、交付決定、支出しているものがみられた。

今後は、関係規程等を十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。

イ 施行者に提出を求めている書類を確認すべきもの

札幌市市街地再開発事業補助金交付要綱において、再開発組合の解散等により施行者が存続しなくなる場合、施行者は、補助対象事業に係る書類を保管する承継人との連名の書面により、市長に報告するものと規定されているが、この報告が行われていないものが複数みられた。

これは、当該要綱に規定の様式によらずとも、別に提出された書類で内容を充足できると誤認したことに起因すると考えられる。

今後は、当該要綱に規定された趣旨を十分に踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。

【以下、経済観光局観光・M I C E 推進部】

ウ 実績報告書等の審査結果を年度末までに部長に報告していないもの

エ 要綱では、補助決定を受けた申請者は、補助決定日の属する年度の4月1日から起算して3年間、事業実績を市長に報告しなければならないとされているが、前年度実施事業に係る報告がなかったもの

今後は、関係規程に基づき、チェック体制の強化を図りながら、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 旅費に関する事務を適正に行うべきもの

【まちづくり政策局政策企画部、経済観光局中央卸売市場、
交通局事業管理部】

旅費に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

【まちづくり政策局政策企画部】

ア 出張命令において、明確な理由が示されないまま、用務地とは異なる市町村を目的地として旅費を算定しているものがみられた。

出張旅費に関する事務においては、用務地の中心駅までを標準経路としており、公務上の必要がある場合を除き、当該標準経路により旅費を計算することが原則であることから、今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。

【経済観光局中央卸売市場】

イ 関係規程及び関係書類の確認不足から、宿泊料を過大に支給し、適正に精算が行われていないものがみられた。

今後は、チェック機能の強化を図り、同様の誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められたい。

【交通局事業管理部】

ウ 一部区間の鉄道運賃が改定されているにもかかわらず、改定前の運賃で支給しているものがみられた。

こうした事務処理については、決裁過程等における確認不足に起因すると考えられるが、今後は、チェック機能の強化を図り、同様の誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められたい。

3 財産管理事務

(1) 公有財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの

【経済観光局観光・MICE推進部】

公有財産の管理に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア 普通財産の貸付けにおいて、貸付期間が1年を超えるものについては局長等の専決事項と規定されているところ、部長までの決裁としていたもの

イ 普通財産の貸付けにおいて、駐車場用地の貸付契約に当たり、契約条項の調整に時間を要しているとして、契約書を交わさないまま使用を認めているもの

今後は、関係規程に基づき、チェック体制の強化を図りながら、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 市場施設使用の指定等に関する事務を適正に行うべきもの

【経済観光局中央卸売市場】

中央卸売市場立体駐車場の使用指定等に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア 使用指定等に係る決裁を1か月分まとめて事後に行っていたもの

イ 市場施設使用指定書等を申請者に送付していなかったもの

こうした事務処理は、対応件数が多いことなどから誤った事務取扱をしていたものであるが、今後は、関係規程等をしっかりと確認したうえで基本的な事項を理解し、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 道路工事の承認に関する事務を適正に行うべきもの

【東区土木部】

札幌市が管理する道路について、道路管理者以外の者が工事を行う場合には、当該工事完了後、直ちに市長に届け出て、検査を受けなければならないと定められているところ、工事期間の終了から相当経過しているにもかかわらず、工事完了届が提出されていないものが複数みられた。

工事完了届及びこれに添付された工事過程写真により、道路の構造が保全され、交通の危険がないかを確認することができることから、今後は、道路の安全かつ円滑な通行を確保するため、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 道路占用許可に関する事務を適正に行うべきもの

【東区土木部、白石区土木部、厚別区土木部、手稲区土木部】

道路占用許可に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

【東区土木部】

ア 看板設置に係る道路占用許可については、3年ごとに更新申請が必要となり、更新時までには再更新又は廃止手続が行われない場合は、申請の督励等を行うべきところ、長期間当該督励等を行っていないものがみられた。

道路管理者は道路を良好な状態に保ち、一般交通に支障を及ぼさないよう管理すべきことから、今後は、未手続者に対して申請を促すなど督励等を徹底し、適正な事務執行の確保に努められたい。

【東区土木部、白石区土木部、厚別区土木部、手稲区土木部】
イ 道路の掘削を伴う工事を行う場合には、軽易なもので市長が認めた場合を除き、当該工事完了後、直ちに市長に届け出て、検査を受けなければならないところ、当該届出を受けておらず、これに基づく検査がなされていないものがみられた。

占有者は、工事完了後、直ちに当該届出をしたうえで検査を受けることが規則に定められており、道路管理者として、道路を良好な状態に保ち、一般交通に支障を及ぼさないため、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、占有者に対し適切に指導のうえ、検査を行うよう努められたい。

(5) 備品の出納管理に関する事務を適正に行うべきもの

【経済観光局観光・M I C E推進部】

備品の出納管理に関する事務について、備品出納簿に記載している数量や金額が誤っているものがみられた。

本件については、令和3年度第1回定期監査時においても指摘を行っているものであり、適正な事務処理に努めると報告されていたにもかかわらず、不十分な引継ぎ及び確認不足により今回の監査でも改善がなされていなかったものである。

今後は、定期監査の結果とその改善策を組織的に情報共有する体制を整え、たうえでチェック機能の強化を図り、関係規程等についての理解を十分に深め、同様の誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められたい。

(6) 重要な物品の現在高報告を適正に行うべきもの

【経済観光局観光・M I C E推進部】

本市の所有に属する価格100万円以上の「重要な物品」については、毎年度その現在高を市会計管理者に報告することとされているが、該当する物品について現在高を報告していないものがみられた。

本件については、令和3年度第1回定期監査時においても指摘を行っているものであり、適正な事務処理に努めると報告されていたにもかかわらず、不十分な引継ぎ及び確認不足により今回の監査でも改善がなされていなかったものである。

今後は、定期監査の結果とその改善策を組織的に情報共有する体制を整え、たうえでチェック機能の強化を図り、関係規程等についての理解を十分に深め、同様の誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められたい。

(7) 債権管理に関する事務を適正に行うべきもの

【保健福祉局保険医療部】

保険医療機関における不正請求等に係る返還金や、札幌市が被保険者から代位取得した損害賠償請求権に係る損害賠償金等について、督促や催告の実施状況が判然とせず、また、消滅時効期間が満了した未収債権が散見された。

適正な債権管理事務は、札幌市の財政の基盤となるとともに、負担の公平性を確保する上でも重要であることから、債権の回収に向けた対応が前提となる。

このため、やむを得ず回収が困難と判断した場合には、債権の徴収停止や放棄、不納欠損処分等の手続について、法令や規程等に基づき適時適切に検討及び実施すべきである。

今後は、債権管理事務の適正化及び効率化に向けて、組織的な対応を着実に進められたい。

4 行政運営事務

(1) 不利益処分に関する事務を適正に行うべきもの

【経済観光局中央卸売市場】

札幌市行政手続条例に規定する不利益処分に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア 札幌市行政手続条例では、不利益処分をしようとする場合はその名宛人となるべき者について、弁明の機会等の意見陳述のための手続を執らなければならないが、弁明の機会を付与すること及び不利益処分を行うことを同一の起案で決裁しており、弁明の機会を付与する前に不利益処分を行うことが既に決定されていたもの

イ 被処分者に交付した書面に行政不服審査法で定める審査請求ができる旨及び行政事件訴訟法で定める取消訴訟を提起することができる旨の教示がないもの

不利益処分については、法令等によりその手続が厳格に規定されていることから、今後は関係規程等を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 公文書に関する事務を適正に行うべきもの

【経済観光局観光・MICE推進部】

補助事業において、事業者等から提出される実績報告書などは、事業の効果等を確認して補助金の精算などを行うことから組織的に用いる公文書であ

るが、収受がいつ行われたのか不明なものが散見された。

今後は、関係規程に基づき、チェック体制の強化を図りながら、公文書の適正な管理に努められたい。

5 その他の事務

(1) 農地の違反転用に関する事務を適正に行うべきもの

【農業委員会事務局】

農業委員会が違反転用を把握した場合には、違反転用事案報告書を北海道知事に提出することとされているが、所有農地の一部を許可なく農業用以外の倉庫に供していることを把握していながら報告を行っていないものがみられた。

これは、事務処理の確認不足などに起因すると考えられることから、今後は、関係規程等についての理解を十分に深め、事務局内部での情報を共有して、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 設備の保守を適正に行うべきもの

【経済観光局観光・M I C E推進部】

定山溪制御監視局等に設置している避難警報装置の保守点検において、保守点検業者から、一部機器について交換の必要性があるとの報告がなされていたにもかかわらず、交換がされておらず、かつ、報告後の対応が不明確であるものがみられた。

当該保守は、水難事故等を未然に防止することを趣旨としていることから、不良箇所について速やかに是正されたい。

(3) 会計年度任用職員に関する事務を適正に行うべきもの

【経済観光局中央卸売市場、交通局事業管理部】

会計年度任用職員の休暇に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

【以下、経済観光局中央卸売市場】

ア 年次休暇の取得単位については、原則一日又は一時間単位であるところ、年次休暇を完全に消化する場合ではないにもかかわらず、一時間未満の単位で承認しているもの

イ 特別休暇のうち夏季休暇について、対象ではない期間に承認しているもの

の

【交通局事業管理部】

ウ 会計年度任用職員（パートタイム）の特別休暇のうち夏季休暇について、取得を認められていない半日単位で承認しているもの

これらの事務処理は、決裁過程における確認不足等に起因すると考えられるが、今後は、チェック機能の強化を図り、同様の誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められたい。

第2 意見（要望）事項

1 契約方法の見直しについて

【交通局高速電車部】

床面案内ステッカー作成について、年に複数回、特命随意契約（小額）で同一事業者と契約している事例がみられた。

まとめて発注した場合には、特命随意契約（小額）以外の契約方法となり、競争性や透明性が確保できるとともに、事務の効率化も期待できることから、契約方法の見直しについて検討されるよう要望する。

2 競争性の確保について

【交通局高速電車部】

一般競争入札としているが、1者応札が継続している委託業務等がある。このままの状況が続けば、当該入札に十分な競争力が働いているとは言えず、特に同一事業者が連続する場合には、価格が高止まりすることも懸念される。

このように1者応札が継続している業務等については、業務仕様の見直し等を行い、競争性の確保に努められるよう要望する。

3 予定価格の算定について

【交通局高速電車部】

一般競争入札による委託業務において、1者からの見積のみで予定価格を算定するものが多くみられた。

1者からの見積では実勢価格を反映することが困難になる可能性があることから、見積書は複数業者から徴するとともに、他の機関における取引実例（契約金額）との比較を行うなど、より適正な予定価格の算定に努められるよう要望する。

4 業務量の適切な算定等について

【経済観光局中央卸売市場】

総価にて契約された汚泥の処理を含む役務契約について、汚泥の実際の処理量と契約時の予定処理量に大きな相違があったが、契約変更の検討をせずに支出している事例がみられた。

今後は、処理量などの業務量を適切に算定することはもとより、経済性の観点から、処理量に応じて支払金額の改定が行えるよう、精算に関する条項を契約書等に設けるなどの手法を検討するよう要望する。

5 補助金に関する事務について

【経済観光局観光・MICE推進部】

札幌市内宿泊施設受入環境整備補助金において、環境配慮への対応に係る性能の優れた省エネ設備への更新として、厨房内のFFストーブや業務用冷凍庫の購入・設置を補助対象事業に決定している。

しかしながら、交付目的とされた観光消費額の増加や観光満足度の向上にもたらす効果が書類上判然とせず、また、合理的な説明も得られなかった。

補助金は、補助対象事業が交付目的に合致すべきであり、また、得られる効果等を客観的に確認できる必要があることから、今回指摘したものに限らず、補助金事務の執行に当たり留意されるよう要望する。

6 運営費交付金の交付に関する事務について

【まちづくり政策局政策企画部】

公立大学法人札幌市立大学に対する運営費交付金の交付に関する事務において、当該交付金に係る交付の申請、決定等に関する事項など基本的事項を定めた要綱等が制定されておらず、当該事務の適正性を客観的に確認することができない状況がみられた。

当該交付金については、地方独立行政法人法において「住民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものである」と規定されていることを踏まえると、交付決定及び予算執行の一層の適正化を図る観点から、基本的事項は明確にすべきものであり、今後は、要綱等を制定している自治体の事例を参考にするなど、交付金に係る基本的事項の法的整備について検討されるよう要望する。

また、当該交付金の申請時に、同法人からは、定款及び役員名簿が添付資料として提出されているが、当該内容は、法令により法人の設立団体である札幌市が既に了知している内容であるため、申請手続の簡素化の観点から、提出書類の省略の可能性についても併せて検討されたい。

7 国民健康保険料過誤納金の還付について

【保健福祉局保険医療部】

国民健康保険料過誤納金の還付について、国民健康保険料収納管理事務取扱要領では、各区において過誤納発生日から1年間は、保険サービス員、電話、文書により還付受領の催告を行うとされているが、文書による初回の催告以降、催告が行われていないものが複数みられた。

今後は、実務を行う区の統括部局として、各区に対して適正な催告の実施を促すとともに、区の体制を考慮した効率的な実施方法を検討されるよう要望する。

8 行政財産の目的外使用等に関する事務手続について

【交通局事業管理部】

行政財産の目的外使用等は、本来の目的の範囲を超えて財産活用を図るためのものであり、その手続や事務処理については、適法性・公平性の視点から、厳正な事務執行が求められる。

今回の監査では、交通局高速電車部及び制度を所管する事業管理部において、行政財産の目的外使用等に関する事務における使用料の算定誤り等の不適正な事例が散見され、指摘事項としている。

事務の適正化に向けて、監査期間中に通知による局内周知を図っているが、こうした誤りは、関係規程や運用基準の複雑化、取扱件数の増加等にも大きな要因があると考えられることから、今後は、制度所管部として、職員の負担軽減も含めた行政財産の管理等における効率的、効果的及び統一的な事務のあり方についても検討されるよう要望する。

9 S A P I C Aの使用に関する事務について

【保健福祉局保険医療部】

本市職員が職務上、事業のP Rポスターを地下鉄駅に掲示するための移動に当たりS A P I C Aを使用しているが、地下鉄専用1日乗車券を使用の方が安価と思われるものがみられた。

緊急等の特別な事情がなければ、経済性の観点から、より安価な乗車券を使用されるよう要望する。

10 必要な情報の周知について

【保健福祉局保険医療部】

令和2年10月に厚生労働省から都道府県等あてに医療保険の被保険者等記

号・番号等の告知要求制限に関する通知が発出され、当該通知では、市町村の国民健康保険主管課及び後期高齢者医療主管課から庁内他部局に対して内容の周知を図るよう示されているところ、札幌市においてこれが行われていない状況が確認された。

当該通知では、本人確認等のため被保険者証等の提示を求める場合、当該記号・番号等にマスキング（黒塗り）を施すこととされており、これが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すことと記載されている。しかし、今回の定期監査では、複数の部署において、事業者等から提出された健康保険証の写しについてマスキングが施されていない事例が多くみられ、これらの部署において当該通知を認識していない状況が認められた。

監査を契機として、当該通知の内容については、全庁への周知が行われたものの、必要な情報を組織内外等に正しく伝えることを確保することは、内部統制制度において重要であることから、今後は、国の通知など必要な情報の周知には十分留意し、事務の執行に努めることを要望する。

第3 基本的遵守事項

今回の監査において、指摘すべき事項等とはしていないものの、今後の事務執行に際して、留意すべき事項は次のとおりである。

1 事務執行の管理等について

金券類の管理等の事務執行に係る「事務の状況確認シート」及び「チェックリスト」による自主点検後においても、下表のとおり不備がみられた。

こうした事務執行に係る管理の形骸化は事故等の発生リスクを増大させる恐れがあることから、適切な事務の管理手法を組織的に検討するなど、今後同様の誤りを繰り返すことがないよう努められたい。

対象部 対象事務	現金・金券類の管理等	備品の出納管理等	営業車チケットの使用等	SAPICA等の使用等	給油指図書の使用等
まちづくり政策局都市計画部				×	
交通局事業管理部		×		×	
交通局高速電車部				×	

※ ×印の箇所が不備のみられた事務である。

※ まちづくり政策局政策企画部、保健福祉局保険医療部、経済観光局観光・MICE推進部、農政部及び中央卸売市場、都市局市街地整備部、東区土木部、白石区土木部、厚別区土木部、手稲区土木部並びに農業委員会事務局においては、不備がみられなかった。

※ 企業会計においては、「備品」を「資産外備品」と読み替えるものとする。

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通・支出】 関係規程等に則さない契約 事務手続が行われるリスク	■関係規程に反する事務処理は、調達必要性や効率性、経済性などが確保されないおそれがあり、不必要（過大）な経費負担を招くおそれがあるため。 ■重大なものは、関係職員の処分に及ぶ可能性があり、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■契約手続や契約書等の記載内容など、不適正な事務処理が見られるため。
【共通・支出】 履行監督・検査における不備の見過しが行われるリスク	■検査の不備等は架空受入・納品物横領を誘因するリスクとなり、この結果法令違反となった場合には、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■役務の不履行等により業務目的が達成されず、円滑な事務事業の遂行に影響を及ぼすため。 ■物品購入や役務の履行における検査に際し、不適正な事務処理が見られるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

まちづくり政策局 政策企画部

監査のチェックポイント		対応する指摘等の項目
■業務内容が適切に検討され、契約書や仕様書の記載に不備がないか。 ■積算が適切に行われているか。 ■一次伺（方針伺）から契約締結までの一連の事務処理が矛盾なく規定に沿って行われているか。		【指摘事項】 ・契約に関する事務を適正に行うべきもの
■履行の監督が適正に行われているか。 ■契約書や仕様書等で提出を求めている書類がすべて整っており、不備等はないか。 ■契約書や仕様書等で定めた業務の履行がされているか。 ■履行検査は、履行内容を客観的に確認できる書類（写真等）の提出を受けて行われているか。 ■検査は規定に沿って正しく行われているか。		【指摘事項】 ・契約に関する事務を適正に行うべきもの
		【指摘事項】 ・出張旅費に関する事務を適正に行うべきもの 【意見（要望）事項】 ・運営費交付金の交付に関する事務について

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通・支出】 関係規程等に則さない契約 事務手続が行われるリスク	■ 関係規程に反する事務処理は、調達必要性や効率性、経済性などが確保されないおそれがあり、不必要（過大）な経費負担を招くおそれがあるため。 ■ 重大なものは、関係職員の処分に及ぶ可能性があり、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■ 契約手続や契約書等の記載内容など、不適正な事務処理が見られるため。
【共通・支出】 履行監督・検査における不備の見過しが行われるリスク	■ 検査の不備等は架空受入・納品物横領を誘因するリスクとなり、この結果法令違反となった場合には、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■ 役務の不履行等により業務目的が達成されず、円滑な事務事業の遂行に影響を及ぼすため。 ■ 物品購入や役務の履行における検査に際し、不適正な事務処理が見られるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

まちづくり政策局 都市計画部

まちづくり政策局 都市計画部	
監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■ 業務内容が適切に検討され、契約書や仕様書の記載に不備がないか。 ■ 積算が適切に行われているか。 ■ 一次伺（方針伺）から契約締結までの一連の事務処理が矛盾なく規定に沿って行われているか。	—
■ 履行の監督が適正に行われているか。 ■ 契約書や仕様書等で提出を求めている書類がすべて整っており、不備等はないか。 ■ 契約書や仕様書等で定めた業務の履行がされているか。 ■ 履行検査は、履行内容を客観的に確認できる書類（写真等）の提出を受けて行われているか。 ■ 検査は規定に沿って正しく行われているか。	—
	【指摘事項】 ・ 補助金の交付等に関する事務を適正に行うべきもの 【基本的遵守事項】 ・ 事務執行の管理等について

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通・支出】 関係規程等に則さない契約事務手続が行われるリスク	■関係規程に反する事務処理は、調達必要性や効率性、経済性などが確保されないおそれがあり、不必要（過大）な経費負担を招くおそれがあるため。 ■重大なものは、関係職員の処分に及ぶ可能性があり、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■契約手続や契約書等の記載内容など、不適正な事務処理が見られるため。
【共通・支出】 履行監督・検査における不備の見過しが行われるリスク	■検査の不備等は架空受入・納品物横領を誘因するリスクとなり、この結果法令違反となった場合には、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■役務の不履行等により業務目的が達成されず、円滑な事務事業の遂行に影響を及ぼすため。 ■物品購入や役務の履行における検査に際し、不適正な事務処理が見られるため。
【支出】 補助金の交付が適正に行われないリスク	■交付決定等に当たり、審査手続が適正に行われない場合、補助の目的が達成されないなど市に損失を与える可能性があるため。 ■不適正な事務処理があった場合、公平性の観点から、市民からの信頼低下等の社会的な影響があるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

保健福祉局 保険医療部

監査のチェックポイント		対応する指摘等の項目
■業務内容が適切に検討され、契約書や仕様書の記載に不備がないか。 ■積算が適切に行われているか。 ■一次伺（方針伺）から契約締結までの一連の事務処理が矛盾なく規定に沿って行われているか。		【指摘事項】 ・契約に関する事務を適正に行うべきもの
■履行の監督が適正に行われているか。 ■契約書や仕様書等で提出を求めている書類がすべて整っており、不備等はないか。 ■契約書や仕様書等で定めた業務の履行がされているか。 ■履行検査は、履行内容を客観的に確認できる書類（写真等）の提出を受けて行われているか。 ■検査は規定に沿って正しく行われているか。		【指摘事項】 ・契約に関する事務を適正に行うべきもの
■要綱等で定められた申請書類の不足がないか、また、各書類の記載事項に不備はないか。 ■交付申請（変更申請含む）、交付決定、補助金額確定、精算等の処理が要綱等に定められた期間内に行われているか。 ■補助要件、補助対象経費は、要綱等に基づき正しく認定されているか。		—
		【指摘事項】 ・債権管理に関する事務を適正に行うべきもの 【意見（要望）事項】 ・S A P I C Aの使用に関する事務について ・国民健康保険料過誤納金の還付について ・必要な情報の周知について

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通・支出】 関係規程等に則さない契約 事務手続が行われるリスク	■ 関係規程に反する事務処理は、調達必要性や効率性、経済性などが確保されないおそれがあり、不必要（過大）な経費負担を招くおそれがあるため。 ■ 重大なものは、関係職員の処分に及ぶ可能性があり、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■ 契約手続や契約書等の記載内容など、不適正な事務処理が見られるため。
【共通・支出】 履行監督・検査における不備の見過しが行われるリスク	■ 検査の不備等は架空受入・納品物横領を誘因するリスクとなり、この結果法令違反となった場合には、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■ 役務の不履行等により業務目的が達成されず、円滑な事務事業の遂行に影響を及ぼすため。 ■ 物品購入や役務の履行における検査に際し、不適正な事務処理が見られるため。
【支出】 補助金の交付が適正に行われないリスク	■ 交付決定等に当たり、審査手続が適正に行われない場合、補助の目的が達成されないなど市に損失を与える可能性があるため。 ■ 不適正な事務処理があった場合、公平性の観点から、市民からの信頼低下等の社会的な影響があるため。
【財産管理】 財産管理が適正に行われないリスク	■ 公有財産の管理不備を原因とした事故が発生し、住民の生命・身体を脅かす可能性があるため。 ■ 隣接地権者との境界トラブルや不法占用が生じる可能性があるため。 ■ 市の財産価値が適正に把握されないとともに、毀損される可能性があるため。

上記重要リスクに対応しないもの	
-----------------	--

経済観光局 観光・M I C E推進部

監査のチェックポイント		対応する指摘等の項目
■ 業務内容が適切に検討され、契約書や仕様書の記載に不備がないか。 ■ 積算が適切に行われているか。 ■ 一次伺（方針伺）から契約締結までの一連の事務処理が矛盾なく規定に沿って行われているか。		【指摘事項】 ・ 契約に関する事務を適正に行うべきもの
■ 履行の監督が適正に行われているか。 ■ 契約書や仕様書等で提出を求めている書類がすべて整っており、不備等はないか。 ■ 契約書や仕様書等で定めた業務の履行がされているか。 ■ 履行検査は、履行内容を客観的に確認できる書類（写真等）の提出を受けて行われているか。 ■ 検査は規定に沿って正しく行われているか。		—
■ 要綱等で定められた申請書類の不足がないか、また、各書類の記載事項に不備はないか。 ■ 交付申請（変更申請含む）、交付決定、補助金額確定、精算等の処理が要綱等に定められた期間内に行われているか。 ■ 補助要件、補助対象経費は、要綱等に基づき正しく認定されているか。		【指摘事項】 ・ 補助金の交付に関する事務を適正に行うべきもの 【意見（要望）事項】 ・ 補助金に関する事務について
■ 公有財産規程に則して公有財産台帳が整備されているなど、資産が適正に管理されているか。 ■ 少なくとも年に1回以上の現地調査を行い、「公有財産実地管理記録調書」に調査結果が記載されているか。 ■ 調査の結果、修繕等の対策が必要であった場合に適切な措置が取られているか。 ■ 取得価格が100万円以上の物品について、固定資産台帳と毎年度会計管理者に報告される重要な物品の現在高、備品出納簿との間に齟齬がないか。 ■ 各財産の貸付・目的外使用等が適切に行われているか。		【指摘事項】 ・ 備品の出納管理に関する事務を適正に行うべきもの ・ 重要な物品の現在高報告を適正に行うべきもの ・ 公有財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの

	【指摘事項】 ・ 公文書に関する事務を適正に行うべきもの ・ 設備の保守を適正に行うべきもの
--	---

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通・支出】 関係規程等に則さない契約 事務手続が行われるリスク	■関係規程に反する事務処理は、調達必要性や効率性、経済性などが確保されないおそれがあり、不必要（過大）な経費負担を招くおそれがあるため。 ■重大なものは、関係職員の処分に及ぶ可能性があり、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■契約手続や契約書等の記載内容など、不適正な事務処理が見られるため。
【共通・支出】 履行監督・検査における不備の見過しが行われるリスク	■検査の不備等は架空受入・納品物横領を誘因するリスクとなり、この結果法令違反となった場合には、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■役務の不履行等により業務目的が達成されず、円滑な事務事業の遂行に影響を及ぼすため。 ■物品購入や役務の履行における検査に際し、不適正な事務処理が見られるため。
【支出】 補助金の交付が適正に行われないリスク	■交付決定等に当たり、審査手続が適正に行われない場合、補助の目的が達成されないなど市に損失を与える可能性があるため。 ■不適正な事務処理があった場合、公平性の観点から、市民からの信頼低下等の社会的な影響があるため。
【指定管理】 市有施設の管理が適正に行われないリスク	■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できないおそれがあるため。 ■必要な届出や報告がなされていない場合、管理運営状況を検証できず、改善の指導等を適切に行えないおそれがあるため。 ■備品の管理が不適正な場合、市の財産が毀損されるとともに、市民等の利用に支障が生じる可能性があるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

経済観光局 農政部

監査のチェックポイント		対応する指摘等の項目
■業務内容が適切に検討され、契約書や仕様書の記載に不備がないか。 ■積算が適切に行われているか。 ■一次伺（方針伺）から契約締結までの一連の事務処理が矛盾なく規定に沿って行われているか。		—
■履行の監督が適正に行われているか。 ■契約書や仕様書等で提出を求めている書類がすべて整っており、不備等はないか。 ■契約書や仕様書等で定めた業務の履行がされているか。 ■履行検査は、履行内容を客観的に確認できる書類（写真等）の提出を受けて行われているか。 ■検査は規定に沿って正しく行われているか。		—
■要綱等で定められた申請書類の不足がないか、また、各書類の記載事項に不備はないか。 ■交付申請（変更申請含む）、交付決定、補助金額確定、精算等の処理が要綱等に定められた期間内に行われているか。 ■補助要件、補助対象経費は、要綱等に基づき正しく認定されているか。		—
■協定書や仕様書等で提出等を求めている管理運営に関して必要な届出や報告がされているか。 ■提出された報告書等を踏まえて評価等が適切に行われているか。 ■業務検査や財務検査が適切に行われているか。 ■指定管理者に貸与した備品について、物品使用貸借契約を締結し、備品出納簿で適正に管理されているか。		—
		—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通・支出】 関係規程等に則さない契約 事務手続が行われるリスク	■ 関係規程に反する事務処理は、調達必要性や効率性、経済性などが確保されないおそれがあり、不必要（過大）な経費負担を招くおそれがあるため。 ■ 重大なものは、関係職員の処分に及ぶ可能性があり、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■ 契約手続や契約書等の記載内容など、不適正な事務処理が見られるため。
【共通・支出】 履行監督・検査における不備の見過しが行われるリスク	■ 検査の不備等は架空受入・納品物横領を誘因するリスクとなり、この結果法令違反となった場合には、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■ 役務の不履行等により業務目的が達成されず、円滑な事務事業の遂行に影響を及ぼすため。 ■ 物品購入や役務の履行における検査に際し、不適正な事務処理が見られるため。
【財産管理】 財産管理が適正に行われないリスク	■ 公有財産の管理不備を原因とした事故が発生し、住民の生命・身体を脅かす可能性があるため。 ■ 隣接地権者との境界トラブルや不法占用が生じる可能性があるため。 ■ 市の財産価値が適正に把握されないとともに、毀損される可能性があるため。
【その他】 会計年度任用職員の任用等が適正に行われないリスク	■ 誤った事務処理は、各種法令等を遵守しないことにつながるとともに、任用された会計年度任用職員に不利益をもたらす可能性があるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

経済観光局 中央卸売市場

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■ 業務内容が適切に検討され、契約書や仕様書の記載に不備がないか。 ■ 積算が適切に行われているか。 ■ 一次伺（方針伺）から契約締結までの一連の事務処理が矛盾なく規定に沿って行われているか。	【指摘事項】 ・ 契約に関する事務を適正に行うべきもの ・ 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの 【意見（要望）事項】 ・ 業務量の適切な算定等について
■ 履行の監督が適正に行われているか。 ■ 契約書や仕様書等で提出を求めている書類がすべて整っており、不備等はないか。 ■ 契約書や仕様書等で定めた業務の履行がされているか。 ■ 履行検査は、履行内容を客観的に確認できる書類（写真等）の提出を受けて行われているか。 ■ 検査は規定に沿って正しく行われているか。	【指摘事項】 ・ 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの
■ 公有財産規程に則して公有財産台帳が整備されているなど、資産が適正に管理されているか。 ■ 少なくとも年に1回以上の現地調査を行い、「公有財産実地管理記録調書」に調査結果が記載されているか。 ■ 調査の結果、修繕等の対策が必要であった場合に適切な措置が取られているか。 ■ 固定資産台帳と各課が備える固定資産整理簿に齟齬がないか。	【指摘事項】 ・ 市場施設使用の指定等に関する事務を適正に行うべきもの
■ 任用、再度任用、給与・各種手当支給、休暇付与、人事評価等の事務が、関係規程に沿って行われているか。 ■ 年10日以上 of 年次休暇が付与されている会計年度任用職員が、関係通知に基づく年次休暇の時季指定などにより、年5日以上 of 年休を取得しているか。	【指摘事項】 ・ 会計年度任用職員に関する事務を適正に行うべきもの
	【指摘事項】 ・ 旅費に関する事務を適正に行うべきもの ・ 不利益処分に関する事務を適正に行うべきもの

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通・支出】 関係規程等に則さない契約 事務手続が行われるリスク	■関係規程に反する事務処理は、調達必要性や効率性、経済性などが確保されないおそれがあり、不必要（過大）な経費負担を招くおそれがあるため。 ■重大なものは、関係職員の処分に及ぶ可能性があり、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■契約手続や契約書等の記載内容など、不適正な事務処理が見られるため。
【共通・支出】 履行監督・検査における不備の見過しが行われるリスク	■検査の不備等は架空受入・納品物横領を誘因するリスクとなり、この結果法令違反となった場合には、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■役務の不履行等により業務目的が達成されず、円滑な事務事業の遂行に影響を及ぼすため。 ■物品購入や役務の履行における検査に際し、不適正な事務処理が見られるため。
【支出】 補助金の交付が適正に行われないリスク	■交付決定等に当たり、審査手続が適正に行われない場合、補助の目的が達成されないなど市に損失を与える可能性があるため。 ■不適正な事務処理があった場合、公平性の観点から、市民からの信頼低下等の社会的な影響があるため。
【財産管理】 財産管理が適正に行われないリスク	■公有財産の管理不備を原因とした事故が発生し、住民の生命・身体を脅かす可能性があるため。 ■隣接地権者との境界トラブルや不法占用が生じる可能性があるため。 ■市の財産価値が適正に把握されないとともに、毀損される可能性があるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

都市局 市街地整備部

監査のチェックポイント		対応する指摘等の項目
■業務内容が適切に検討され、契約書や仕様書の記載に不備がないか。 ■積算が適切に行われているか。 ■一次伺（方針伺）から契約締結までの一連の事務処理が矛盾なく規定に沿って行われているか。		—
■履行の監督が適正に行われているか。 ■契約書や仕様書等で提出を求めている書類がすべて整っており、不備等はないか。 ■契約書や仕様書等で定めた業務の履行がされているか。 ■履行検査は、履行内容を客観的に確認できる書類（写真等）の提出を受けて行われているか。 ■検査は規定に沿って正しく行われているか。		—
■要綱等で定められた申請書類の不足がないか、また、各書類の記載事項に不備はないか。 ■交付申請（変更申請含む）、交付決定、補助金額確定、精算等の処理が要綱等に定められた期間内に行われているか。 ■補助要件、補助対象経費は、要綱等に基づき正しく認定されているか。		—
■公有財産規程に則して公有財産台帳が整備されているなど、資産が適正に管理されているか。 ■少なくとも年に1回以上の現地調査を行い、「公有財産実地管理記録調書」に調査結果が記載されているか。 ■調査の結果、修繕等の対策が必要であった場合に適切な措置が取られているか。 ■取得価格が100万円以上の物品について、固定資産台帳と毎年度会計管理者に報告される重要な物品の現在高、備品出納簿との間に齟齬がないか。 ■各財産の貸付・目的外使用等が適切に行われているか。		—
		—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通・支出】 関係規程等に則さない契約 事務手続が行われるリスク	■ 関係規程に反する事務処理は、調達必要性や効率性、経済性などが確保されないおそれがあり、不必要（過大）な経費負担を招くおそれがあるため。 ■ 重大なものは、関係職員の処分に及ぶ可能性があり、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■ 契約手続や契約書等の記載内容など、不適正な事務処理が見られるため。
【共通・支出】 履行監督・検査における不備の見過しが行われるリスク	■ 検査の不備等は架空受入・納品物横領を誘因するリスクとなり、この結果法令違反となった場合には、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■ 役務の不履行等により業務目的が達成されず、円滑な事務事業の遂行に影響を及ぼすため。 ■ 物品購入や役務の履行における検査に際し、不適正な事務処理が見られるため。
【財産管理】 財産管理が適正に行われな いリスク	■ 公有財産の管理不備を原因とした事故が発生し、住民の生命・身体を脅かす可能性があるため。 ■ 隣接地権者との境界トラブルや不法占用が生じる可能性があるため。 ■ 市の財産価値が適正に把握されないとともに、毀損される可能性があるため。

上記重要リスクに対応しないもの	
-----------------	--

交通局 事業管理部

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■ 業務内容が適切に検討され、契約書や仕様書の記載に不備がないか。 ■ 積算が適切に行われているか。 ■ 一次伺（方針伺）から契約締結までの一連の事務処理が矛盾なく規定に沿って行われているか。	【指摘事項】 ・ 契約に関する事務を適正に行うべきもの
■ 履行の監督が適正に行われているか。 ■ 契約書や仕様書等で提出を求めている書類がすべて整っており、不備等はないか。 ■ 契約書や仕様書等で定めた業務の履行がされているか。 ■ 履行検査は、履行内容を客観的に確認できる書類（写真等）の提出を受けて行われているか。 ■ 検査は規定に沿って正しく行われているか。	【指摘事項】 ・ 契約に関する事務を適正に行うべきもの
■ 公有財産規程に則して公有財産台帳が整備されているなど、資産が適正に管理されているか。 ■ 少なくとも年に1回以上の現地調査を行い、「公有財産実地管理記録調書」に調査結果が記載されているか。 ■ 調査の結果、修繕等の対策が必要であった場合に適切な措置が取られているか。 ■ 固定資産台帳と各課が備える固定資産整理簿に齟齬がないか。	【指摘事項】 ・ 行政財産の目的外使用等に関する事務を適正に行うべきもの 【意見（要望）事項】 ・ 行政財産の目的外使用等に関する事務手続について 【基本的遵守事項】 ・ 事務執行の管理等について

	【指摘事項】 ・ 旅費に関する事務を適正に行うべきもの ・ 会計年度任用職員に関する事務を適正に行うべきもの 【基本的遵守事項】 ・ 事務執行の管理等について
--	---

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通・支出】 関係規程等に則さない契約 事務手続が行われるリスク	■ 関係規程に反する事務処理は、調達必要性や効率性、経済性などが確保されないおそれがあり、不必要（過大）な経費負担を招くおそれがあるため。 ■ 重大なものは、関係職員の処分に及ぶ可能性があり、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■ 契約手続や契約書等の記載内容など、不適正な事務処理が見られるため。
【共通・支出】 履行監督・検査における不備の見過しが行われるリスク	■ 検査の不備等は架空受入・納品物横領を誘因するリスクとなり、この結果法令違反となった場合には、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■ 役務の不履行等により業務目的が達成されず、円滑な事務事業の遂行に影響を及ぼすため。 ■ 物品購入や役務の履行における検査に際し、不適正な事務処理が見られるため。
【財産管理】 財産管理が適正に行われな いリスク	■ 公有財産の管理不備を原因とした事故が発生し、住民の生命・身体を脅かす可能性があるため。 ■ 隣接地権者との境界トラブルや不法占用が生じる可能性があるため。 ■ 市の財産価値が適正に把握されないとともに、毀損される可能性があるため。

上記重要リスクに対応しないもの	
-----------------	--

交通局 高速電車部

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■ 業務内容が適切に検討され、契約書や仕様書の記載に不備がないか。 ■ 積算が適切に行われているか。 ■ 一次伺（方針伺）から契約締結までの一連の事務処理が矛盾なく規定に沿って行われているか。	【指摘事項】 ・ 契約に関する事務を適正に行うべきもの 【意見（要望）事項】 ・ 契約方法の見直しについて ・ 競争性の確保について ・ 予定価格の算定について
■ 履行の監督が適正に行われているか。 ■ 契約書や仕様書等で提出を求めている書類がすべて整っており、不備等はないか。 ■ 契約書や仕様書等で定めた業務の履行がされているか。 ■ 履行検査は、履行内容を客観的に確認できる書類（写真等）の提出を受けて行われているか。 ■ 検査は規定に沿って正しく行われているか。	【指摘事項】 ・ 契約に関する事務を適正に行うべきもの
■ 公有財産規程に則して公有財産台帳が整備されているなど、資産が適正に管理されているか。 ■ 少なくとも年に1回以上の現地調査を行い、「公有財産実地管理記録調書」に調査結果が記載されているか。 ■ 調査の結果、修繕等の対策が必要であった場合に適切な措置が取られているか。 ■ 固定資産台帳と各課が備える固定資産整理簿に齟齬がないか。	【指摘事項】 ・ 行政財産の目的外使用等に関する事務を適正に行うべきもの

	【指摘事項】 ・ 路面電車運転手養成費用の徴収に関する事務を適正に行うべきもの 【基本的遵守事項】 ・ 事務執行の管理等について
--	--

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通・支出】 関係規程等に則さない契約 事務手続が行われるリスク	■関係規程に反する事務処理は、調達必要性や効率性、経済性などが確保されないおそれがあり、不必要（過大）な経費負担を招くおそれがあるため。 ■重大なものは、関係職員の処分に及ぶ可能性があり、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■契約手続や契約書等の記載内容など、不適正な事務処理が見られるため。
【共通・支出】 履行監督・検査における不備の見過しが行われるリスク	■検査の不備等は架空受入・納品物横領を誘因するリスクとなり、この結果法令違反となった場合には、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■役務の不履行等により業務目的が達成されず、円滑な事務事業の遂行に影響を及ぼすため。 ■物品購入や役務の履行における検査に際し、不適正な事務処理が見られるため。
【財産管理】 財産管理が適正に行われな いリスク	■公有財産の管理不備を原因とした事故が発生し、住民の生命・身体を脅かす可能性があるため。 ■隣接地権者との境界トラブルや不法占用が生じる可能性があるため。 ■市の財産価値が適正に把握されないとともに、毀損される可能性があるため。

上記重要リスクに対応しないもの	
-----------------	--

東区 土木部

監査のチェックポイント		対応する指摘等の項目
■業務内容が適切に検討され、契約書や仕様書の記載に不備がないか。 ■積算が適切に行われているか。 ■一次伺（方針伺）から契約締結までの一連の事務処理が矛盾なく規定に沿って行われているか。		—
■履行の監督が適正に行われているか。 ■契約書や仕様書等で提出を求めている書類がすべて整っており、不備等はないか。 ■契約書や仕様書等で定めた業務の履行がされているか。 ■履行検査は、履行内容を客観的に確認できる書類（写真等）の提出を受けて行われているか。 ■検査は規定に沿って正しく行われているか。		—
■公有財産規程に則して公有財産台帳が整備されているなど、資産が適正に管理されているか。 ■少なくとも年に1回以上の現地調査を行い、「公有財産実地管理記録調書」に調査結果が記載されているか。 ■調査の結果、修繕等の対策が必要であった場合に適切な措置が取られているか。 ■取得価格が100万円以上の物品について、固定資産台帳と毎年度会計管理者に報告される重要な物品の現在高、備品出納簿との間に齟齬がないか。 ■各財産の貸付・目的外使用等が適切に行われているか。		【指摘事項】 ・道路工事の承認に関する事務を適正に行うべきもの ・道路占用許可に関する事務を適正に行うべきもの

	—
--	---

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通・支出】 関係規程等に則さない契約 事務手続が行われるリスク	■関係規程に反する事務処理は、調達必要性や効率性、経済性などが確保されないおそれがあり、不必要（過大）な経費負担を招くおそれがあるため。 ■重大なものは、関係職員の処分に及ぶ可能性があり、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■契約手続や契約書等の記載内容など、不適正な事務処理が見られるため。
【共通・支出】 履行監督・検査における不備の見過しが行われるリスク	■検査の不備等は架空受入・納品物横領を誘因するリスクとなり、この結果法令違反となった場合には、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■役務の不履行等により業務目的が達成されず、円滑な事務事業の遂行に影響を及ぼすため。 ■物品購入や役務の履行における検査に際し、不適正な事務処理が見られるため。
【財産管理】 財産管理が適正に行われな いリスク	■公有財産の管理不備を原因とした事故が発生し、住民の生命・身体を脅かす可能性があるため。 ■隣接地権者との境界トラブルや不法占用が生じる可能性があるため。 ■市の財産価値が適正に把握されないとともに、毀損される可能性があるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

白石区 土木部

監査のチェックポイント	
監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■業務内容が適切に検討され、契約書や仕様書の記載に不備がないか。 ■積算が適切に行われているか。 ■一次伺（方針伺）から契約締結までの一連の事務処理が矛盾なく規定に沿って行われているか。	【指摘事項】 ・産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの
■履行の監督が適正に行われているか。 ■契約書や仕様書等で提出を求めている書類がすべて整っており、不備等はないか。 ■契約書や仕様書等で定めた業務の履行がされているか。 ■履行検査は、履行内容を客観的に確認できる書類（写真等）の提出を受けて行われているか。 ■検査は規定に沿って正しく行われているか。	【指摘事項】 ・契約に関する事務を適正に行うべきもの
■公有財産規程に則して公有財産台帳が整備されているなど、資産が適正に管理されているか。 ■少なくとも年に1回以上の現地調査を行い、「公有財産実地管理記録調書」に調査結果が記載されているか。 ■調査の結果、修繕等の対策が必要であった場合に適切な措置が取られているか。 ■取得価格が100万円以上の物品について、固定資産台帳と毎年度会計管理者に報告される重要な物品の現在高、備品出納簿との間に齟齬がないか。 ■各財産の貸付・目的外使用等が適切に行われているか。	【指摘事項】 ・道路占用許可に関する事務を適正に行うべきもの
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通・支出】 関係規程等に則さない契約 事務手続が行われるリスク	■関係規程に反する事務処理は、調達必要性や効率性、経済性などが確保されないおそれがあり、不必要（過大）な経費負担を招くおそれがあるため。 ■重大なものは、関係職員の処分に及ぶ可能性があり、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■契約手続や契約書等の記載内容など、不適正な事務処理が見られるため。
【共通・支出】 履行監督・検査における不備の見過しが行われるリスク	■検査の不備等は架空受入・納品物横領を誘因するリスクとなり、この結果法令違反となった場合には、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■役務の不履行等により業務目的が達成されず、円滑な事務事業の遂行に影響を及ぼすため。 ■物品購入や役務の履行における検査に際し、不適正な事務処理が見られるため。
【財産管理】 財産管理が適正に行われな いリスク	■公有財産の管理不備を原因とした事故が発生し、住民の生命・身体を脅かす可能性があるため。 ■隣接地権者との境界トラブルや不法占用が生じる可能性があるため。 ■市の財産価値が適正に把握されないとともに、毀損される可能性があるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

厚別区 土木部

監査のチェックポイント		対応する指摘等の項目
■業務内容が適切に検討され、契約書や仕様書の記載に不備がないか。 ■積算が適切に行われているか。 ■一次伺（方針伺）から契約締結までの一連の事務処理が矛盾なく規定に沿って行われているか。		—
■履行の監督が適正に行われているか。 ■契約書や仕様書等で提出を求めている書類がすべて整っており、不備等はないか。 ■契約書や仕様書等で定めた業務の履行がされているか。 ■履行検査は、履行内容を客観的に確認できる書類（写真等）の提出を受けて行われているか。 ■検査は規定に沿って正しく行われているか。		—
■公有財産規程に則して公有財産台帳が整備されているなど、資産が適正に管理されているか。 ■少なくとも年に1回以上の現地調査を行い、「公有財産実地管理記録調書」に調査結果が記載されているか。 ■調査の結果、修繕等の対策が必要であった場合に適切な措置が取られているか。 ■取得価格が100万円以上の物品について、固定資産台帳と毎年度会計管理者に報告される重要な物品の現在高、備品出納簿との間に齟齬がないか。 ■各財産の貸付・目的外使用等が適切に行われているか。		【指摘事項】 ・道路占用許可に関する事務を適正に行うべきもの
		【指摘事項】 ・道路占用料に関する事務を適正に行うべきもの

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通・支出】 関係規程等に則さない契約 事務手続が行われるリスク	■関係規程に反する事務処理は、調達必要性や効率性、経済性などが確保されないおそれがあり、不必要（過大）な経費負担を招くおそれがあるため。 ■重大なものは、関係職員の処分に及ぶ可能性があり、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■契約手続や契約書等の記載内容など、不適正な事務処理が見られるため。
【共通・支出】 履行監督・検査における不備の見過しが行われるリスク	■検査の不備等は架空受入・納品物横領を誘因するリスクとなり、この結果法令違反となった場合には、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■役務の不履行等により業務目的が達成されず、円滑な事務事業の遂行に影響を及ぼすため。 ■物品購入や役務の履行における検査に際し、不適正な事務処理が見られるため。
【財産管理】 財産管理が適正に行われな いリスク	■公有財産の管理不備を原因とした事故が発生し、住民の生命・身体を脅かす可能性があるため。 ■隣接地権者との境界トラブルや不法占用が生じる可能性があるため。 ■市の財産価値が適正に把握されないとともに、毀損される可能性があるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

手稲区 土木部

監査のチェックポイント		対応する指摘等の項目
■業務内容が適切に検討され、契約書や仕様書の記載に不備がないか。 ■積算が適切に行われているか。 ■一次伺（方針伺）から契約締結までの一連の事務処理が矛盾なく規定に沿って行われているか。		—
■履行の監督が適正に行われているか。 ■契約書や仕様書等で提出を求めている書類がすべて整っており、不備等はないか。 ■契約書や仕様書等で定めた業務の履行がされているか。 ■履行検査は、履行内容を客観的に確認できる書類（写真等）の提出を受けて行われているか。 ■検査は規定に沿って正しく行われているか。		—
■公有財産規程に則して公有財産台帳が整備されているなど、資産が適正に管理されているか。 ■少なくとも年に1回以上の現地調査を行い、「公有財産実地管理記録調書」に調査結果が記載されているか。 ■調査の結果、修繕等の対策が必要であった場合に適切な措置が取られているか。 ■取得価格が100万円以上の物品について、固定資産台帳と毎年度会計管理者に報告される重要な物品の現在高、備品出納簿との間に齟齬がないか。 ■各財産の貸付・目的外使用等が適切に行われているか。		【指摘事項】 ・道路占用許可に関する事務を適正に行うべきもの
		【指摘事項】 ・道路占用料に関する事務を適正に行うべきもの

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通・支出】 関係規程等に則さない契約 事務手続が行われるリスク	■ 関係規程に反する事務処理は、調達必要性や効率性、経済性などが確保されないおそれがあり、不必要（過大）な経費負担を招くおそれがあるため。 ■ 重大なものは、関係職員の処分に及ぶ可能性があり、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■ 契約手続や契約書等の記載内容など、不適正な事務処理が見られるため。
【共通・支出】 履行監督・検査における不備の見過しが行われるリスク	■ 検査の不備等は架空受入・納品物横領を誘因するリスクとなり、この結果法令違反となった場合には、発生した職場だけではなく、市職員全体の信用失墜につながるため。 ■ 役務の不履行等により業務目的が達成されず、円滑な事務事業の遂行に影響を及ぼすため。 ■ 物品購入や役務の履行における検査に際し、不適正な事務処理が見られるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

農業委員会事務局

農業委員会事務局	
監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■ 業務内容が適切に検討され、契約書や仕様書の記載に不備がないか。 ■ 積算が適切に行われているか。 ■ 一次伺（方針伺）から契約締結までの一連の事務処理が矛盾なく規定に沿って行われているか。	—
■ 履行の監督が適正に行われているか。 ■ 契約書や仕様書等で提出を求めている書類がすべて整っており、不備等はないか。 ■ 契約書や仕様書等で定めた業務の履行がされているか。 ■ 履行検査は、履行内容を客観的に確認できる書類（写真等）の提出を受けて行われているか。 ■ 検査は規定に沿って正しく行われているか。	—
	【指摘事項】 ・ 農地の違反転用に関する事務を適正に行うべきもの